

令和6年度大阪支部事業計画 および予算計画(案)について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

令和6年度 大阪支部事業計画（案） ・
予算（案）の概要について

令和6年度 大阪支部事業計画（案）・予算（案）の概要

令和6年度事業計画の位置づけ

- ▶ 令和6年度からスタートする第6期保険者機能強化アクションプランでは、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- ▶ 本事業計画は、第6期保険者機能強化アクションプランの目標を達成できるよう、令和6年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能の盤石化

【主な重点施策】

※ 【 】は予算額
（ ）は前年度予算額

●健全な財政運営

- ・支部評議会での保険料率に関する丁寧な説明および議論を実施
- ・協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に実施

●業務改革の実践と業務品質の向上【3,819千円（7,441千円）】

- ・業務処理体制の強化と意識改革の徹底
- ・サービス水準の更なる向上
- ・電話及び窓口相談体制の標準化並びに相談業務の品質の向上
- ・柔道整復施術療養費等における文書照会の強化をはじめとした現金給付の適正化
- ・被扶養者資格確認リストの確実な回収による被扶養者資格の再確認の徹底
- ・レセプト内容点検の精度向上
- ・債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

●ICT化の推進

- ・オンライン資格確認等システムの周知徹底
- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 ①

【主な重点施策】

- **データ分析に基づく事業実施【4,950千円（新規）】**
 - ・保有の医療費・健診データ等を用い、大阪府とも協働し、医療費の特徴や課題を分析評価、適正化に向け連携を強化
- **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【222,893千円（193,503千円）】**
 - ・受診機会の拡充を進めるとともに、2023年度に実施した健診等の自己負担軽減に加え、2024年度からの付加健診の対象年齢拡大について関係団体と連携した幅広い周知を実施
 - ・大阪府・大阪労働局と連携し、業界団体や商工団体と連携した効果的な事業者健診データ取得の推進
- **特定保健指導の実施率及び質の向上【24,538千円（42,487千円）】**
 - ・標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底
 - ・健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）の推進
 - ・成果を重視した特定保健指導の推進
- **重症化予防対策の推進【39,609千円（53,888千円）】**
 - ・特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大
 - ・大阪府医師会と連携した糖尿病性腎症に対する受診勧奨の実施
- **コラボヘルスの推進【34,076千円（30,425千円）】**
 - ・宣言事業所における健康づくりの取組をサポートするためのコンテンツ等を拡充
 - ・保健師・管理栄養士が事業所の健康課題を明確にし、健康づくりの取組の動機づけや評価等の支援を実施
 - ・データ分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチの実施
- **ジェネリック医薬品の使用促進【11,895千円（9,566千円）】**
 - ・大阪府及び市町村、大阪府薬剤師会等と連携し、医療機関・薬局に対し効果的な情報提供を実施
 - ・データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確化することで、加入者に対する訴求力の高い広報を実施
 - ・動画やデジタルサイネージ・SNS広告等を活用した幅広い広報、啓発の実施

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 ②

【主な重点施策】

- **医療資源の適正使用、意見発信【11,133千円（13,310千円）】**
 - ・かかりつけ医やかかりつけ薬局、こども医療電話相談（#8000）や救急安心センター（#7119）の周知
 - ・医療費・健診データ等を活用した地域差等を分析し、医療関係者への情報提供、加入者への周知啓発を実施
 - ・医療機関等への働きかけを中心としたバイオシミラーの使用促進
 - ・ポリファーマシー対策として多剤服用者を対象とした通知事業を実施
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【18,136千円（18,821千円）】**
 - ・加入者・事業主目線で、地域・職域特性を踏まえた訴求力の高い広報を、多様な広報媒体や手法を組み合わせ実施
 - ・経済団体等関係機関との連携を密にした「顔の見える地域ネットワーク」を活用した広報を実施
 - ・健康保険委員委嘱拡大への取組と、委員向け健康保険制度や健康づくりに関する情報提供を実施

(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

【主な重点施策】

- **新たな業務の在り方を踏まえた適正な人員配置**
- **仕事と生活の両立支援をはじめとした働き方改革の推進**

令和6年度 大阪支部 KPIについて

令和6年度 大阪支部 KPI一覧

基盤的保険者機能関係

項目	KPI	令和6年度	令和5年度	令和4年度実績
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100%	100%	99.9%
	②現金給付等の申請に係る郵送化率	対前年度以上	96.5% 以上	96.2%
効果的なレセプト内容点検の推進	①協会けんぽのレセプト点検の査定率	対前年度以上	—	—
	【参考】 (令和5年度)社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	—	対前年度以上	0.443%
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	対前年度以上	11,635円
現金給付の適正化の推進	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合	—	対前年度以下	1.68%
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①返納金債権(診療報酬返還金(不当)を除く。)の回収率	対前年度以上	—	—
	【参考】 (令和5年度)返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率	—	対前年度以上	46.00%
	②日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	対前年度以上	対前年度以上	85.57%
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	—	94.0% 以上	93.7%

令和6年度 大阪支部 KPI一覧

戦略的保険者機能関係

項目	KPI	令和6年度	令和5年度	令和4年度実績
特定健診受診率・ 事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診受診率	54.9% 以上	57.2% 以上	44.0%
	②事業者健診データ取得率	9.1% 以上	8.3% 以上	7.7%
	③被扶養者の特定健診受診率	28.3% 以上	31.0% 以上	26.0%
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率	15.5% 以上	36.9% 以上	12.9%
	②被扶養者の特定保健指導の実施率	18.0% 以上	22.1% 以上	17.0%
重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年比以上	(勸奨後3か月以内) 13.1% 以上	(勸奨後3か月以内) 9.6%
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数 ※標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言の更新が見込まれる事業所数	4,970事業所以上	2,130事業所以上	3,900事業所
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合	対前年度末以上	80.0% 以上	79.2%
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」 を通じた加入者等の理解促進	①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	48.7% 以上	48.7% 以上	44.9%
	②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度比以上	—	17,238事業所
地域の医療提供体制等への働きかけや 医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する	—	実施	未実施

令和6年度 大阪支部 KPI一覧

組織・運営体制関係

項目	KPI	令和6年度	令和5年度	令和4年度実績
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15.0% 以下	20.0% 以下	4.9%

令和6年度 大阪支部 事業計画（案）について

令和6年度 大阪支部事業計画(案)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。

- ・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。

加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。

- ・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、傷病名を記載した加入者への文書照会などを実施するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

④ レセプト点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。
- ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。

- KPI : 1) 協会のレセプト点検の査定率 (※) について前年度以上とする
(※) 査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を実施する。また、支部独自事業である事業所あて返納催告を実施する。
- ・保険証未回収者の多い事業所データ等を活用した事業所に対する保険証の早期返却を依頼する文書の送付や退職予定者用の保険証返却啓発チラシの配付を通じて、退職時に保険証は返却するものであることの啓発を行い、資格喪失届等への保険証添付及び保険証の早期返却の徹底を周知する。
- ・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施により返納金債権の回収率の向上を図る。また、高額債務者に対する対応を強化するために、費用対効果を踏まえた法的手続きを積極的に実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、(健康保険証を添付できる)紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険(資格が有効な保険者)とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

- KPI : 1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を前年度以上とする
 - 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。
- ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする

○ ICT化の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・ マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

令和6年度 大阪支部事業計画(案)

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

○ データ分析に基づく事業実施

① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

- ・本部から提供されたデータや情報系システムから抽出したデータ等を用い、地域差等の大阪支部医療費の特徴や課題を分析・評価する。
- ・大阪府とも協働し、大阪府の医療費が高い要因の分析を行うとともに、医療費適正化対策に向けて連携を強化する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。

② 好事例の横展開

- ・本部主導型パイロット事業における効果的な手法や蓄積した分析手法に関するノウハウを取り入れるとともに、本部・支部間の連携を強化し他支部の好事例情報を積極的に取り入れ、大阪支部の事業に反映させることを検討する。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビックデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから困難度

が高い。加えて、各支部においては、これまで地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、大阪支部の第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・保健事業における事務処理体制の見直し及び標準モデルにより保健師等の役割が発揮できる組織体制を構築・維持する。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

■ 被保険者

i) 生活習慣病予防健診

- ・健診機関の実績評価を踏まえたアプローチや健診推進経費を活用した取組を強化する。
- ・生活習慣病予防健診の委託健診機関の拡充や検診車による巡回健診の実施等、受診機会の拡充を進める。
- ・関係団体との連携による「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- ・生活習慣病予防健診の自己負担軽減や付加健診の対象年齢拡大について、関係団体と連携した広報を実施する。
- ・乳がん・子宮頸がん検診の対象となる働く女性に対して効果的な受診啓発及び受診勧奨を実施する。

ii) 事業者健診データ

- ・協会、大阪府及び大阪労働局との3者連名の勧奨通知を活用した効果的な取得勧奨を実施する。
- ・協会と業界団体での提供・運用スキームのもとで、健診機関を通じて確実に提供される取組を推進する。
- ・経済団体と連携した生活習慣病予防健診の利用が少ない事業所に対する取得勧奨を実施する。

■ 被扶養者

iii) 特定健康診査

- ・ 協会主催の集団健診について、地域・回数を拡大して実施する。
- ・ 自治体との連携による特定健診とがん検診の同時実施等の拡大を進める。
- ・ 自治体との連携による特定健診・がん検診の未受診勧奨を実施する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：1,325,630人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 54.9%（実施見込者数：727,771人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 9.1%（取得見込者数：120,632人）

■ 被扶養者（実施対象者数：386,686人）

- ・ 特定健康診査 実施率 28.3%（実施見込者数：109,432人）

- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を54.9%以上とする
- 2）事業者健診データ取得率を9.1%以上とする
- 3）被扶養者の特定健診実施率を28.3%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

- 被保険者

- ・ 健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・ 健診機関での健診当日における外部委託による遠隔保健指導を実施する。
- ・ 実施率への影響が大きい規模・業態の事業所に対して重点的かつ優先的に働きかけ、効果的な利用勧奨を実施する。
- ・ 「腹囲2センチかつ体重2キロ減」の評価体系の見直しに基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。
- ・ 特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICTを組み合わせた特定保健指導を推進する。

■ 被扶養者

- ・ 特定健診の集団健診において健診機関による健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・ 大阪府と連携した特定保健指導対象の被扶養者に対する調査・分析結果を踏まえた効果的な手法を検討する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：168,832人）

- ・ 特定保健指導 実施率 15.5%（実施見込者数：26,169人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：9,411人）

- ・ 特定保健指導 実施率 18.0%（実施見込者数：1,694人）

- KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を15.5%以上とする
2）被扶養者の特定保健指導実施率を18.0%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・健診機関での健診当日や健診結果提供時において治療が必要な方への受診勧奨（〇次勧奨）をより一層推進する。
- ・特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。
- ・生活習慣要改善の割合と LDL コレステロール値に着目した受診勧奨及び情報提供を実施する。
- ・がん検査項目が要精密検査判定者に対する精検勧奨を実施し、受療効果や医療費への影響を分析する。
- ・大阪府医師会と連携した治療中の糖尿病性腎症患者の重症化を防ぐための取り組みを検討する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

⑤ コラボヘルスの推進

- ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、宣言事業所をサポートするためのコンテンツ等の充実を図る。
- ・保健師・管理栄養士が定期的に事業所を訪問し、幅広いアセスメントから事業所の潜在的な健康課題を明確にし、健康づくりの取組を実践するための動機づけや評価を行う等の支援を実施する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を4,970事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう広報等に取り組むとともに、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にし、一層の使用促進に取り組む。
- ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・本部主導の令和6年度パイロット事業を通じて、府下医療機関に対して使用促進を図る。

iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策

- ・ポリファーマシー対策として、多剤服用者を対象とした正しい薬の飲み方などの通知事業を実施し、医療費適正化につなげる。

iv) 上手な医療のかかり方

- ・医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や加入者への周知・啓発を図る。
- ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点等について、加入者への周知を図る。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重

要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、大阪府の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制等に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する大阪府の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・大阪府から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効率的・効果的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 5つの指標から強化が必要な事業を明確にし、重点的に取り組む。
- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

	<p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要であるため、以下の取組を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めている ・ 地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ・ 経済団体をはじめとした関係機関との連携を密にし、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用した広報を実施する。 ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。 <p>■ KPI：1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48.7%以上とする</p> <p>1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p>	<p>I) 人事・組織</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人事制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ②更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修に職員を参加させることで組織基盤の底上げを図る。 ③働き方改革の推進

- ・すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。
- ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・また、法律に基づき協会本部が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

④風通しのよい組織づくり

- ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。

⑤支部業績評価を通じた支部の取組の向上

- ・支部業績評価の評価結果から他支部との比較を通じて、強化が必要な事業を明確にし、取組の底上げを図る。

Ⅱ) 内部統制等

①内部統制の強化

- ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

②個人情報の保護の徹底

- ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。

④災害等の対応

- ・大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練を実施する。

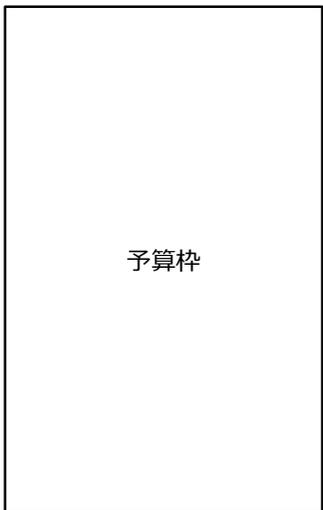
⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

令和6年度 大阪支部 予算（案）について

基礎的業務関係予算

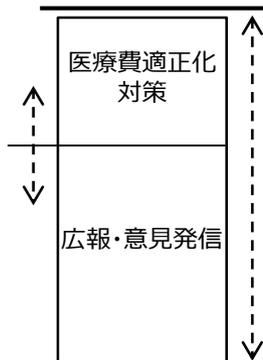


支部保険者機能強化予算

支部医療費適正化等予算

企画・サービス向上関係経費 全体予算枠（10億円程度）

分野ごとの配分は原則、支部の裁量で設定できる。



全体予算枠について、支部毎に配分。

配分方法
全体予算8億円を全支部一律に定額部分600万円を設定した上で、残りを加入者数で按分し加算し、効率化分（3%）を差し引いた額

支部保健事業予算

保健事業経費 全体予算枠（40億円程度）

分野ごとの配分は原則、支部の裁量で設定できる。



全体予算枠について、支部毎に配分。

配分方法
全体予算40億円を40歳以上の加入者数で按分した上で、効率化分（3%）を差し引いた額

令和6年度大阪支部予算枠（単位：千円）

支部医療費適正化等予算	支部保健事業予算
49,142	323,414

令和6年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【医療費適正化等予算】(単位：千円)

分野	項番	新規/ 継続	取組名	予算額
医療費適正化対策経費	1	継続	算定基礎説明会にかかる資料作成(印刷)	501
	2	継続	自治体等と連携した、医療機関、調剤薬局への情報提供	1,262
	3	継続	自治体と連携した医療費適正化啓発・広報素材の作成	132
	4	継続	多剤服薬者へ向けたポリファーマシー被害の防止を主とする通知	6,865
	5	継続	ジェネリック使用促進おくりバックの作成	3,102
	6	新規	歯科医療費の適正化に向けた分析業務	4,950
	7	新規	被扶養者資格再確認業務に係る状況リスト未提出事業所への文書勧奨	972
	8	新規	被扶養者資格再確認業務に係る状況リスト未提出事業所への電話勧奨	1,267
	合計			
広報・意見発信経費	9	継続	メールマガジンに掲載するコラムの外部委託	792
	10	継続	SNS等を活用した「上手な医療のかかり方」の広報	3,476
	11	継続	ジェネリック医薬品使用促進を目的としたデジタルサイネージ広告等の実施	7,399
		※	紙媒体による広報	18,423
	合計			

※ 紙媒体による広報の内訳は、次ページに記載

計	49,141
予算枠	49,142

令和6年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【紙媒体による広報の内訳】（単位：千円）

分野	項番	新規/ 継続	取組名	予算額
広報・意見発信経費	1	継続	任意継続加入手続き案内	758
	2	継続	申請書等送付時に同封するリーフレット	237
	3	継続	事業所向け保険証回収催告チラシの印刷	286
	4	継続	退職予定者向け保険証(資格確認書)回収啓発チラシの印刷	299
	5	継続	納入告知書チラシ健康保険委員勸奨チラシのデザイン・作成業務	9205
	6	継続	健康保険委員制度周知文書作成及び封入封緘	3203
	7	継続	「健康宣言の証」の作成（公印有）	57
	8	継続	協会けんぽG U I D E B O O Kの印刷・製本	4,378
	合計			

令和6年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【保健事業予算】（単位：千円）

項番	新規/ 継続	取組名	予算額
1	継続	外部委託による事業者健診データ取得	59,866
2	継続	被保険者の生活習慣病予防健診に係る集団健診	26,869
3	継続	被扶養者の特定健診に係る集団健診	63,932
4	継続	令和7年度年次案内に同封するパンフレット等の作成	15,201
5	継続	令和7年度契約更新に係る契約書等の作成	541
6	継続	事業主に対する生活習慣病予防健診の利用勧奨	9,797
7	継続	乳がん・子宮頸がん検診の対象なる働く女性に対する受診勧奨	1,573
8	継続	特定健診とがん検診の未受診者に対する受診勧奨	3,432
9	継続	インターネット・デジタル技術を活用した健康意識向上及び健診受診啓発を目的とした広報（動画配信等）	14,850
10	新規	WEB申込を活用した特定保健指導利用受付及び電話勧奨	11,752
11	継続	被保険者に対する特定保健指導の遠隔面談分割実施	3,300
12	継続	専門機関による特定保健指導利用案内で使用する封筒の作成	2,310
13	継続	健診機関による受診勧奨（0次勧奨）	10,362
14	継続	未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨）	4,312
15	継続	健康宣言勧奨用リーフレット等の企画・作成	809
16	継続	大阪府との共催による健康経営セミナーの開催	1,410
17	継続	令和6年度健康講座	11,418
18	新規	健康宣言後のフォローアップ事業（宣言事業所専用ページ開設）	6,644
19	新規	健康宣言事業所向け健康情報誌の発行	4,885
20	継続	事業所カルテの作成	1,477
21	継続	健診機関に対するオンデマンド研修	2,297
22	新規	ICTツール等を活用した健康サポート	3,300
23	継続	禁煙外来を有する健診機関による健診当日の禁煙支援	4,134
24		その他全般（主に事務経費）	58,943

計	323,414
予算枠	323,414